

封建制度の起源と本質 (上)

鈴木 成 高

一、序 説

- 二、自然經濟社會の成立過程 その一
- 三、自然經濟社會の成立過程 その二
- 四、中世社會の構造
- 五、封建制度の本質的考察
- 六、ローマ起源説の批判
- 七、貴族社會の根源

一、序 説

封建制度が中世社會秩序の基本的部分を占めてゐる以上、それは法制史家や經濟史家の論題であるに止まらない。封建制度の起源と本質とを能ふ限り正確に把握することは、あらゆる中世研究者にとつて、興味の有無を越えた義務的なる課題でなくてはならない。

「封建的」といふ言葉を以つて、自然經濟に立脚したあらゆる從屬的關係の全體、不自由なる社會秩

序の體系を意味することは吾人の屢々逢着するところである。古代及び近代の社會に對し、中世社會の構造をば封建的と呼ぶことはもとより不當でない。土地所有權に依據する隸屬關係、體系づけられた私的依存關係の社會秩序をば封建的社會と呼ぶことは、慥かに習慣的常識的用語以上の正しさを有つてゐる。然し乍ら、歴史家が術語的意味に於いていふところの封建制度とは、斯様な自然經濟的從屬關係の一般に對する漠然たる總稱であつてはならない。茲に吾々は廣義の封建的社會秩序の中から、狹義の、若しくは術語的意味に於ける、封建制度をば區別しなければならぬと思ふ。我々は概念の混亂を防がなければならぬのである。

言ふまでもなく、不自由民が自由民に屬する、奴隸が主人の支配をうけるといふことは決して封建制度を構成しない。奴隸制度におけるが如く人が人をば物件として、財産として所有し、人と人との人格的なる結合が存しない場合、主從關係なるものゝ成立する餘地は存しない。封建制度はその本義に於いて、自由民に對する、而も自發的なる、從屬關係によつて成立つものでなくてはならない。^①

然らば農奴制度は如何。農奴制度は確かに中世の社會構造の基本的部分を占め、是を特徴づけてゐるところのものである。ローマの社會は既に三世紀の時代に、ラチンディアの奴隸經濟からかの Kolonensystem と呼ばれる農奴經濟に轉換した。三世紀を以つて古代の終、中世の初たらしめんとする近來の傾向は、その有力なる根據の一をば此の點に於いて見出すのである。^② 農奴 (coloni, mancipia)

は本來法的には自由であり結婚權を所有する、唯土地に對して束縛せられてゐる (*coltae adscripti*)。かくの如き農奴が、果してマルクス主義經濟史家のいふ如く、非人格的隸屬形態たる奴隸から賃銀勞働者への進化の過程に存した中間的隸屬形態であるか否かは私の問ふところでない。唯農奴が、それが成立したローマ帝政後半期以來土地に束縛せられ、人として自由であり乍ら土地に對して不自由であり、肉體的奉仕及び貢課によつて收奪せられ、土地を通じて地主に隸屬することは勿論何人も異論のなきところである。中世の大地主制度の機構の裡に包容せられる、所謂 *Hintersassen* の名を以て呼ばれる隸屬民は、然し斯の如き種類の農奴のみでない、夫れ々々發生原因を異にした半自由民、被自由民、種々なる名目の制限自由民 *Minderfreie* の一切を含む。固より自由、不自由の階級的對立は往年の法制史家が考へた程に鋭く截然たるものでないとも謂はれてゐる。法的地位と經濟的地位とは必ずしも對應しない。負擔の大小と種類の相異による諸種の隸屬民が地主制の機構の裡に存在するといふのみでも差支はないであらう。自由、不自由の對立は地主制團結の中に於いて著しく緩和せられ、彈力性と伸縮性とを有ち、經濟的モメントが階級的對立よりも、より重く妥當すると考へることが至當であるかも知れない。^③ 中世の社會事實を見るに當つては、從來重きを置かれてゐた法制上の地位の如き形式的觀點よりも、各人が何の程度まで彼等の經濟を彼等の意志に従つて處理することが出来るかといふ境遇的事情に却つて規準が置かれなくてはならないであらう。

もとよりこれらの隸屬民は齊しく地主制の秩序に屬すると言ふ意味に於いて、一個の統一體を形成してゐる。従つて種類の異つた是等各種の隸屬民を含めて假に農奴の名を以つて呼ぶとしても、果してこのやうな農奴が中世の社會の唯一なる基本的要素であらうか。言葉を換へるなれば、中世社會の構造は果して此のやうな農奴の地主に對する隸屬的體系のみによつて説明せられるであらうか。それは同時に中世の社會が劃一なる地主的組織に還元せられ得るか如何か、中世社會即地主制組織であるかといふ問題でなければならぬ。

註① Fustel de Coulanges; Histoire des institutions politiques, tom V, Les origines du système féodal p. 193.

② 貨幣の危機、自然經濟の復歸が是と時を同じくする。政治上に於いては Einheitsstaatとしてのインペリウム・ロマンムスの弛緩と共に伴ふ地域的遊離(Parcellarismus)の進行が、来るべきゲルマンの族民國家の置換代謝を豫想する。(Vgl. Rostowtzeff; Social and Economic Hist. of the Roman Empire, loc. cit. Kin du monde antique et le début du M.A.)ローマ社會のゲルマン化即ちゲルマン族の平和的侵潤の進行は此の世紀に至つて一時期を劃する。ゲルマンが單なる混在でなく社會組織の主動的部分として侵蝕することはローマ・ゲルマン風社會成立の第一階程でなくてはならぬ。(Vgl. O. Seeck; Ubergang d. antiken Welt, Fustel de Coulanges; Invasion germaniques)精神史上に於いてはロストウツェフのやうに知識階級の absorption による社會の單純化即ち廣義の蠻化を考へ、又ローの如く文化の定型化を強調することも出来よう。然し私は特に唯心的神祕主義的傾向(Spiritualismus)の擡頭、異教的古典的世界觀よりキリスト教的超越的世界觀への轉換が準備せられたることに大なる關心が繋がれるべきではなからかと思ふ。(Vgl. Alois Riegl; Spätromische Kunstindustrie, Worringer; Griechentum u. Gothic, Dvorik; Kunstgesch. als Geistesgesch. etc.)是等の諸現象の同時的進行は、既に三世紀を以つて古代中世の轉換を劃するに充分にして且つ適當なる理由であると思はれる。サブクレチアノスの事蹟、テオドリツク王時代の古典ローマ精神の昂揚

の如きは復古的圓顧性に於いて考へることも出來ると謂はれる。(Vgl. F. Schneider: Rom u. Romgedanke)——東北大學、西洋史研究、第三輯古代没落觀の種々相參照。

③ Kulischer: Allgemeine Wirtschaftsgeschichte, S. 47.

二、自然經濟社會の成立過程 その一

マウラーのマルク組合説及びイナマ・シュテルネツグ^①の Grundherrschaftstheorie を指導理念とする十九世紀の學説は、原始ゲルマン社會をば、法的にも經濟的にも均等なる、すなはち *gleichberechtigt* にして且つ *gleichberechtigt* なる、完全自由民の共同體 (*Gemeinschaft*) であるとする。ゲルマンには本來階級が分化してゐない。階級が分化したのは移動停止以後であり、従つて原始ゲルマンには唯一の階級即ち自由民があるに過ぎない。私有財産はローマ法の概念であつてゲルマンには存在しない、所有の主體は例へば國家——*civitas*、ゲルマンの政治的團結はいふまでもなく領土的國家でない。従つてカエサルやタキトゥスに現れる *civitas* には *Völkerschaft* の語を當てるのが普通である——又はその代表者、或は *Gau* の如き地域團體、ジッペの如き血族團體、マルクの如き非血族的純經濟的共產體であるといふ。

是に照應して、中世の大地主制度はカロリング期に成立したものであるとする。地主制がカロリング期の所産である限り、それ以前の社會は非地主的、即ち自由民の自立經營、若しくは原始ゲルマン

的共同體の存續を假定しなければならない。

かくして所謂る支配學說の言ふごとく、地主制の發展がカロリング期特有の現象、謂ふところの Karolingische Neuerung であるとするならば、それ以前の社會とそれ以後の社會、メロウイング期とカロリング期との關係は、繼續ではなくして飛躍でなくてはならぬ。そこには社會の突然變異とも言ふべき變革(Umwälzung)が認められなければならないのである。

此の見解は十九世紀の學說の基本原理であつて、此の原理の上に巨大なる體系が築かれてゐる。一の體系からその權威を奪ふものは是に代るべきよりよき體系の樹立でなくてはならぬ。イナマ・マウラ一説が尙ほ古典的なる學說體系として現代に勢力を有する所以である。

然し吾々は既に例へば以下の點を指摘することが出来る。(一)ゲルマンが單なる遊牧民でなく、既に農業を知つてゐること、而もゲルマン族の農業はローマの影響以前に先在するものであることが、考古學的文献學的に確認せられること。(二)階級の分化、所有關係の不均等、私有財産の存在を確實に豫想せしめる幾多の徵證を所有し、總有説の根據なるカエサル及びタキトウスにさへ是と矛盾する事實の幾多列擧せられること、特に他人の生産の收奪によつて生活する有閑的存在、地主と小作との關係の認められること、(三)マルク共產體なるものゝ存在が、フェステル・ド・ターランジュの批判的研究以來その根據を疑はれつゝあること、(四)カエサルのガルリア戰記に記述する土地割替の如き總有

形態を暗示する事實は、戰時狀態に制約せられた一種の國家社會主義的なる例外現象であつて、決して原始共產的原理その他あらゆる經濟的理由に基づくものでない。國家の戰時的非常統制力が私有財産の傾向を抑壓して斯様な不自然なる現象を產出したものと考へられること、⁽⁶⁾（五）従つて、假令ドブシユの如く「地主制度」と言ふ明確なるシステムを當時の社會に於いて考へることは躊躇しなければならぬとしても、中世のそれと同一概念下に於ける地主制度はないとしても、尠くとも地主的なるもの、地主制度に類似するもの、或は地主制度の萌芽、⁽⁷⁾後に地主制度にまで展開すべきものが、大移動以前のゲルマン社會に於いて存在して居つたと言ふことを信ぜざるを得ないのである。

右の結果は極めて重大である。何となれば地主制度は必ずしもローマ的なるものでないが故である、地主制度は又ゲルマン的でもある。

「中世の土地制度は當時の社會生活をば制約して居つた經濟的政治的諸關係の所産であるのみでない、中世に先行するところの經濟組織の諸要素を含んでゐる。即ち中世の地主制度は新しき創造物でない。中世に先行する經濟組織といへば、古代ゲルマンの經濟組織と古代ローマ帝國の經濟組織との兩者を指すものである。」⁽⁸⁾これは「歐洲經濟發展史」の著者コワレウスキーの言葉であるが、中世の經濟機構の成立に對する發展史的なる見解の立場を是によつて充分に汲み取ることが出来る。彼がその後續けて、「然しゲルマンの社會が主としてジツペ組織によつて構成せられてゐる以上、中世大地主

制度の根源をば、是等ローマ帝國を攪亂した蠻族社會に求めることは最初より不當であると謂はざるを得ない^①。」と述べてゐるのは、彼の發展史の見解が當時尙ほ充分に徹底しなかつたことを示すものに他ならない。此の意味に於いて彼の良著も亦一時代前の勞作に屬すると謂はなければならぬ。

斯く中世地主制度の萌芽は民族大移動の以前に遡るもので、而も地主制はローマに特有なものでなく、ゲルマン社會にも地主制を豫想するもの存在し、従つて中世地主制度の成立はローマ的ゲルマン的であり、相互的であるとしても、その相互的兩面的なる成立の過程は如何であつたか。ローマに於ける完成せる地主制度と、ゲルマンに於ける地主的なる要素とは、そのみでは孰れも中世地主制度に對する單なる先驅的現象であるに留まる。本質的なる問題は、是等の先驅的現象が如何にして中世地主制度を形成するに至るかと言ふことに繋がれてゐなければならぬ。それには先づ民族移動が歐洲の經濟發展の上に如何なる事實をもたらしたかといふことが第一に検討せられなければならぬ。

斯く如き問題に立入ることは固より本篇の目的でない。茲には唯若干樞要なる點を指摘することに止まる。第一に民族移動は經濟生活のキャタストロフ、中斷、若しくは變異を意味しなかつた。舊史家の唱へた *Enteignung, Verknechtung* の説、即ちローマ住民は被征服者として財産を奪取せられ、奴隸、被抑壓民の位置に轉落したとする説は既に顧られなくなつて居る。ゲルマン民族のローマ帝國領土内に於ける定着の手續は、平和的形式を原則とし *gewaltsam* でない。ヴァンダルの場合に見ら

れる如き奪取は例外的現象である。

第二、平和的形式とは即ち土地分割の事實である。土地分割の比率は二對一（西ゴート、ブルグンドの場合）の場合があり、又逆に一對二（オドアケル王國、東ゴートの場合）の場合あり、農奴の分割を伴つたか否か、分割の波及したる範圍如何（例へば中農以下には及ばざりしか否かの如き）等の問題を存するとしても、ともかくもローマ住民の所有地の一部分讓渡が移住者優待法の形式（*Jure hospitii-tatis*）によつて、妥協的條約的に行はれたといふ點に於いては變りはない。分配量の相異はあつても原則の相異はないのである。而も此のやうな形式はローマ帝政時代の邊境軍隊給養制（*Einquartierungssystem*）の踏襲であつて、ローマ住民にとつては全然新なる負擔の形式でないのである。即ちゲルマン侵入によつてローマ住民はその財産を喪失しない。彼等の經濟生活は停止しない。財産の保留、經濟生活の存續があつたと考へなければならぬ。第三、移動の時の團結の形態は、血族團體の如き自然團結にしても、亦戰線構成の如き人爲的團結にしても、孰れも土地の分配や定着と同時に直ちに解消するものでない。^⑩然し土地分割は斯の如き團結に依據しないのである。移動の際の軍隊編成或は血族組織が一定の土地に集團的に定着し、それを基體とする地域團體が形成されるといふことは、決して民族移動期の定着事實の特徴と考へらるべきものでない、却つて土地分割は個人と個人との關係に於いて行はれたものと考へなければならぬ。^⑪分割は個人に依據するもので團體に依據するもので

ない、個々のローマ住民が個々のゲルマン移住民に對して *jure hospitalitatis* に據つて、分割を行つたのである。而も分割に際し、兩者は地主制の法的關係に於いて對等に對立する。即ちゲルマンはローマの地主(*possessor*)の位置に立つたのである。兩者は、*Enteignung*, *Vernechtung* の説が信じたやうに、征服被征服の關係に立つものではなく、*jure hospitalitatis* に基いて對等なる權利に立つてゐると考へなければならぬ。第四、右の點に關してはまた、嘗てフェステル・ド・クラランジュによつて所謂土地分割なるものは、實は用益權の分割であつて所有權の分割でないと言ふことが唱導せられた。従つてゲルマンはローマ地主に對して小作の關係に立つものと考へられたのである。然し土地分割が單なる用益權の分割ではなく、所有權そのものゝ分割であることは最早定説であると考へられる。即ちローマ住民とゲルマンとの關係は、征服被征服の關係でないのみでなく、地主小作の關係でもない、此の點に於いても亦兩者の關係は平等であり對等であることが結論せられるのである。

第五、次に又、新しく土地を獲得したゲルマン相互の間に於いて、その所得が決して等量でなかつたといふことが特に注意を要する點であると思はれる。ローマ地主の所有が大小様々で平等でなかつた様に、その三分の一又は三分の二の分譲を受けたゲルマンの所得にもそれに對應する大小があるべきである。事實、戰士の中でも、有力なる者は大なる面積を割當られて大地主となり、普通の自由民は小地主となり、斯くて彼等はローマ風の土地經營法を繼承して農奴經營を行つたのである。固より

私は、大移動期のゲルマンの總べてが、定着と同時に直ちに大地主的状態に入り、農奴の收納のみに依存して生活したと速断する者でない。然し乍ら一旦分割の行はれた後には、分割は再び繰返されることがない。而も人口と面積との比例の寛濶であるゲルマン地方では、定着の直後より新開墾が殆んど特徴的に行はれたが故に、土地所有の不均等から来る富の懸隔が夙く現れて、在來の不自由民は固より自由民も亦定着直後より有力者 (potentes) に對する從屬關係に入つたと考へるのは不當でないと思はれるのである。

以上を要するに、民族移動期の經濟事實である土地分割は團體的でなく個人的である、民族から民族への移轉でなく個人から個人への移轉である、總有制度によるものでなく、私有制度の原則によるものであり、而も地主的關係によつてゐる。ゲルマンは侵入地域の新しき地主となり、その半面にローマ地主は舊來の地位を維持する、且つ所有地は不均等で經濟的從屬關係を含んでゐる。經濟生活のローマ的諸形態は總べて保存延長せられ、農奴はローマ地主の下に於けるよりもゲルマン地主の下に於いて却て幸福なる生活状態にあつたことはサルウィアヌス (Salvianus; De gubernatione Dei) によつても知ることが出来る。

尠くともガリアに於いては——後にフランクの統一的支配下に歸し、封建制度の成立地盤となつたガリアに於いては——經濟生活の中断、停止、没落の事實はない。民族移動によつて齎らされた

る新しき經濟事實は、唯所有關係の歪曲(Besitzverschiebung)があつたに過ぎない。⁽¹¹⁾このことは即ち古代中世の經濟生活の連續を歸結すること(他ならぬ)のである。⁽¹²⁾

註① v. Maurer; Geschichte d. Marktenverfassung in Deutschland. 1856, etc.

Inama-Sternegg; Deutsche Wirtschaftsgeschichte, 2 Aufl. 1909.

Derselbe; Die Ausbildung d. grossen Grundherrschaften 1878.

② Gustav Kossina; Allgemeinnische Kulturhöhe 1934 S. 71 ff.

Dopsch; Grundfrage d. europäischen Kulturentwicklung Bd. I S. 56 ff.

③ z. B. Schröder; Lehrbuch d. deutschen Rechtsgesch. 6 Aufl. S. 58.

④ Tractus; Germania C. 15, C. 25.

⑤ Fustel de Coulanges; Recherches sur Quelques problemes d'histoire, De la marche Germanique.

⑥ Kötzschke; Allgem. Wirtschaftsgesch. d. M.A. S. 69.

⑦ Kullischer; a. o. A. S. 18, 36.

⑧ Kowalewsky; Ökonomische Entwicklung Europas Bd. I.

⑨ Ebenda.

⑩ タムヤノの Landnahme に關しては上記 Kowalewsky; Ökonomische Entwicklung, Dopsch; Grundlage Bd. I S. 96 ff.,

Kötzschke S. 87 ff.) 及び特に植村博士「西洋中世史の研究」五九頁以下參照。

⑪ 例へばプロミンニー族定着の際にはアラ(a-ra)と呼ぶ團結形式が法典に徴せられる。

⑫ Kötzschke; a. o. A. S. 92.

⑬ Fustel de Coulanges; Nouvelle Recherche d'Histoire, 1891.

⑭ Kritschke, a. o. A. S. 98.

⑮ 右の事實によつても、大移動期を經濟生活の轉換期と考ふべき理由は殆んど存しない。「序説」にも述べた如く、三期の經濟事實こそ、即ち Latifundien-system から Kolonien-system への轉換こそ、經濟生活の古代的形態と中世的形態とを區別せしむるものでなくてはならない。

三、自然經濟社會の成立過程 その二

フランク族のガルリア定着が征服的であつたか平和的であつたかと言ふことは議論の多い問題で、ドブシユの如きはフランクに於いてもゴートやブルグンドと同様にローマ住民との間に分割が行はれたと主張するけれども、是は彼の立場がゲルマンのローマ領内定着に就いて *Enteignung* を全般的に認めないことに起因し、その主張には尙確證の不充分なるを免れない。フランクの建國過程は不必反ローマ的ではない。此の點に於いてフランクをば他のゲルマン諸國家に對比せしめることは當を得たものと言ふことは出來ない^①。然し他のゲルマン諸族が孰れもローマ帝國の内部に建國したのに對し、フランクは帝國の外から帝國の領土を奪取した、即ち帝國内部に於ける建國でないと言はれてゐる。此の點は暫らく保留するとしても、尠くとも、他のゲルマン諸民族がその郷土と遊離絶縁して新住地を帝國內に求めたるに對して、フランクはその原住地を放棄しないで帝國の領土を侵したと言ふことはフランクの侵入の一特質として否むことは出來ない。そのプロセスは「移動」と言ふよりも較る國

家の膨脹發展に近いものと言ふべきであらう。而もその侵入過程は前後約三世紀間に互つて斷續するので、侵入の様相や帝國との關係も時期によつて異り、一の型式を以つて律することを許さないのである。^②

斯の如くフランクはその建國事情の特異なるにより、ガルリアの經濟生活に對する關係も亦複雑且つ困難であるが、然し尠くともフランクが土地分割を行つたといふ直接の證據は存しないのに對し、フランクが土地を奪取した事實に就いては、サルウイアーヌス、フレデガリウス等この時代の有力なる史料にその徵證を認めるところから、私は故植村博士に從つてフランクの定着は大體に於いてヴァンダルやランゴバルドと同様に征服的形式によるものと考へる。^③

然し是はクロヴィス王以前のフランクに就いて言ふのであつて、クロヴィス以後のフランクの發展は全く既成勢力の發展伸張である故に、定着の問題は多くの意味を有たない。ガルリアの重要な部分、即ち中部、南部がフランクの支配下に歸する時代に於いては、是がための經濟的變動は起らない。假令奪取があつたとしてもそれは一小部分たるに止まり、概括的には分割、奪取共になかつたものと考へることが至當であると思はれる。^④ 即ち大移動期のガルリアの經濟生活は *inact* にフランクの支配下に歸したと考へられるのである。

ガルロ・ローマンの經濟組織を繼承したフランクに於いて最も著大なる地主は言ふまでもなく國王

である。國王はローマ帝國の帝室領及び國庫領を繼承し、コンフィスケーションによる無主回收地を所有し、新征服地を所有する。而も公權・私權の不明確なるゲルマン國家に於いては王領は國庫領であると同時に王室領であり、公領であると同時に私領である。國家の財産は即ち王家の財産に他ならない。即ち國王は最大の地主でなければならぬ。地主が同時に國家の元首であると言ふこと以外國王と貴族的地主とを區別する點は存しないのである。

國王がその所有地を臣下や教會に對して贈與寄進するといふ事實は最も夙くから行はれてゐた習慣であつて、或はドブシユの曰ふ如く、王領の *Entäußerung* の由來は實に王權の起源にまで溯るものであるかも知れない。^⑤ゲルマン國王の土地贈與 (*Landschenkung*) は彼等の建國定着の當時から開始せられたものと考へられる。

然し乍ら僧俗兩種類の貴族的地主領の成立は必ずしも王領の *Entäußerung* に由來するものでない、兩者は國王の贈與を俟たずして、最初から並立的に存在してゐたことを考へなければならぬ。教會は既にローマ帝國によつて公認せられない以前から、信徒の寄進による不動産を所有した。コンスタンチヌス帝の公認以後、教會は一種の共同體^{コルポラチオン}として合法的に財産を承認せられ、迫害期の褫奪財産の還附を受けたのみでなく、信仰的理由及び信仰外理由^⑥によつて、又國教となつて後は異教神殿財産のキリスト教會回收の如き政治的理由によつて、既に夙くから經濟組織の上に地位を占め、ローマ末期

の大地主的經營法を採用してゐたのである。而も教會領は最初から他動的に成立するものである故にその蓄積過程は一時的でなく漸層的であり、集約的でなく散在的(*Streulage*)である點、又その經營は最初から自營でなく托營の形式にある點に於いて、最も典型的なる地主的形體を形作つてゐたと謂はなければならぬ。^⑦ゲルマン侵入民族が、俗地主領に損害を與へてゐる場合でも、教會領は是を保全せしめたと云ふことは既に定説となつてゐる。古代の教會領も亦 *in facie* に中世に繼承せられたと考へなければならぬ。中世の初期に於ける教會の文化的地位は從來とても充分に強調せられて來た。然しそれは今や從來とは全く異つた意味に於いて強調せられなければならないと思ふのである。私は決して教會が古典的教養と中世文化との中間に立つ媒介者であることを否む者ではない。然し斯かる考の根底には古代・中世の非連續の見解、文化停止説の見解が働いてゐると思はれるのである。古代と中世との文化的切斷を獨斷し、古きものゝ終末、新しきものゝ開始を考へることに於いて、過ぎ去つた文化と新しき野蠻とを媒介するもの、晝と夜とを繋ぐものとして教會の意義が考へられてゐたのである。^⑧

僧俗兩種の貴族的地主領の擴大の原因としては、新開墾(*Rodung*)の如き絶對的擴大と贈與(*Schenkung*)の如き相對的擴大とが考へられる。ドンシュ以前の説は開墾に重點を置く。開墾には多量の勞働力を必要とする、従つて主として多量の勞働力を保有するところの大地主によつて開墾が行はれ、そ

のために大地主の所有地は一層擴張する。^⑨ 浮浪民、弱小者、經濟的困窮者は大地主の下に歸屬してその勞働力となる。地主制發展の結果自由民は貧困化してその所有地を大地主に寄託し、その下に隸屬することになった。即ち原因が結果を生み、結果が更に原因を生む如き順序で、このやうな經濟手續を兼併(Aufsaugung)と名付けるのである。

右はイナマ・シュテルネツグを代表者とする十九世紀の支配學說でラムブレヒト亦之が有力なる支持者であるが(Deutsches Wirtschaftsleben im Mittelalter 1885)、然しドブシュによれば、所謂兼併即ち多數の自由民がその所有地を有力者豪族に寄託してその隸屬民となるといふ說には尙ほ多くの問題とすべき點が含まれてゐる、尠くとも兼併の意義は誇大視されてはならないと思はれるのである。^⑩ ドブシュによれば斯の如き自發的なる寄託(Kommodation, Auftragung)は多くの場合自由民の所有地の一部分であつて全部でない。或は又後に述べるプレカリア(Precaria)の形式に於いて該土地の利用を繼續した。従つて所有權は喪失するとも利用權を保存する。而もプレカリアは自由に對する拘束を含むものでない、即ち法的隸屬とは關係しないのである。^⑪ されば寄託土地量の二倍三倍を利用權に於いて要求する現象さへも見出し得るのである。自己寄託(Autotradition)は決して身體自由の拘束即ち法的隸屬をもたらすものでない。^⑫

従つて大地主制度の發展と兼併——自由民の隸屬化を伴ふ意味での兼併——とは、必ずしも密接に

結び付いてゐない。地主制度の發展は決して社會關係を完全に隷屬化してしまふものでないことが知られて來たのである。是は甚だ重要な發見であると謂はなければならぬ。又開拓が多量の勞働力を必要とする故に大地主のみによつて行はれたと斷定することも抽象的思辨的敎説であつて事實に適合しない。自由小農民が個別的に開拓を行つた事例も尠くないのみでなく、組合團體によつて行はれた事實も稀ではない。修道院及び俗貴族の植民的活動も亦同じく事實であるけれども、是を思辨的に偏重してはならないのである。^⑬

是に對して近來の學説は、贈與、賣買、寄進、交換、寄託——兼併的寄託でなく一部分寄託——など、一般に所有權の移轉關係による領地擴張をば開拓或は兼併の如き一面的擴張よりも、地主制發展のより重要な契機として考へる傾向を有すると思はれる。而も贈與にしても、交換や寄託にしても、所有權の單純なる移轉に終始しない、そこには多くの場合利用權の留保が保證せられてゐるのである。一面的なる富の集積及びそれに伴ふ絶對的支配隷屬の關係よりも、斯の如き再要求手續 (Reoperationsprozess) に基づく交互的依存關係こそ封建社會の發展機構を特性付けるものでなくてはならないのである。

註⑬ Vgl. Lot; Fin du monde antique et le début du Moyen Age, Bury; The Invasion of Europe by the Barbarians.

⑭ Schmidt; Allgem. Geschichte d. germ. Völker S. 213 ff.

⑮ 植村博士「西洋史世史の研究」百二十二頁以下

④ 同上

⑤ Dopsch ; Grundlage Bd. II S. 126

⑥ 例へば私人の財産で、所有者の歿後正當なる遺産相続者の存しない場合、その財産が教會に寄托せられる習慣の如き。

⑦ Dopsch ; Grundlage Bd. II S. 206-7.

⑧ Dopsch ; a. o. A. 194 ff.

Hoops ; Realenzyklop. d. gem. Altertumskunde, Bd. II, S. 332.

⑨ Inama-Sternegg ; Grundherrs. S. 44 ff.

⑩ Dopsch ; Karolingerzeit Bd. II, S. 280.

⑪ Derselbe, S. 89 ff. 94 ff.

⑫ Derselbe, S. 5 ff.

⑬ Derselbe Bd. I. S. 245, S. 284 ff.

四 中世社會の構造

中世地主制度發展の要因が必ずしも抑壓的兼併による一方的擴大に在るのでなく、又、所有權の移轉關係が必ずしも自由の喪失、隸屬を結果するものでないとするならば、地主制度の發展は亦必ずしも自由民の轉落を結果するものでないと謂はなければならぬ。地主制度の完成は社會から自由小農民をなくすることでない。

マッラー及びイナマ・シュェルネッグの地主制偏重説 (Grundherrschaftstheorie) に於いては、地主制度

はカロリング期に至つて始めて出現するものであると共に、中世の全經濟機構を蔽ふものであり、且つ Villikation と呼ばれる劃一統制的大經營の下に集約せられたる封鎖的自給自足體と考へられるものである。

即ち地主制度の成立は、前にも述べた如く、カロリング期に於ける社會の突然なる根本的變革(Üm-wälzung) に基くもので、メロウイング期とカロリング期との間には本質的なる差異、即ち非連續が考へられてゐたのである。カロリング期以前の社會には、平等なる權利と、平等なる財産——若しくは平等なる分配量(Los)——を保有する自由民(Vollfreie)から成立つことを前提し、カロリング期に至り地主の抑壓によつて此の自由民が消滅した、地主制度が自由農民の土地所有を併呑(absorbieren)し、彼等をば地主制度的隸屬民(Hintersassen)の位置に陥らしめたものとする。固より此の學說に於いてもカロリング期以前に於いて、自由民の他に貴族、非自由民、奴隸の存在を悉く否定し去るのではないけれども、是等の者が例外的に少數であつて社會構成の上に意味を主張するに至らないといふのである。

然し乍ら中世地主制度の成立過程は、個々の自由民を單位とする多元的平等が、突如として寡頭的不平等の下に集約せらるゝが如きものでない。中世社會の構造は、土地を無限に多量に所有するものと土地を缺如するものとの對立の如き單純なる關係によつて説明せらるゝが如きものでない。大地主

制度の獨占的支配(ainseltige Vorwalten)は全中世を通じて存在しない。フォン・ベローの多年主張した如く自由小農は決して大地主制度の下に吸收消せられはしない、地主と隷屬民との莊法的結合の他に自由民の公法的秩序があり、大經營の外には小經營が並存するのである。^①

吾人は斯くの如く自由農民の全部的轉落を否定せんとするけれども、しかし彼等の部分的轉落を否定するものでない。多數の自由民が Pestizios となつて有力者に對する隷屬關係に入つたと言ふことも亦固より認められなければならない。地主制度の發展が自由小農の損失に於いてなされたことを拒否しはしないのである。然し乍ら此の如き事實はカロリング期以後に於いて特有なる一般現象となつたのではなく、既にメロウイング期に於いて多數に現るゝところの現象である。^②のみならず、自由民の部分的轉落を強調する反面に、吾々は同じ正しさを以つて不自由民の向上をば強調しなければならぬのである。

地主制の發展過程に在るときと雖も、中世の社會の構成は決して一方的に進行したものでない。中世に於ける諸種の制限自由民の存在は、自由民の一部的轉落によるものであると同時に、又不自由民の向上によるところのものでもあつたのである。

是を要するに、一言を以て言ふならば、中世の社會構造は甚しく多岐に錯雜(differenzieren)してゐる。土地所有の大小はその移轉關係と共に無限に複雑多様である。大地主から小地主に至るまでの間

には多數なる差等段階が不規則に介在してゐる。而も社會は決して地主制度の獨占的支配でない。地主に無數の階梯の存する如く、自由小農民も亦その經濟能力は決して一樣でなく、四フーフエ以上の者もあれば二フーフエ以下の者も存在し、フーフエそのものが既に時と所とを超越した不變の定量單位と考らるべきものでない。自營農民の大なるものと少數の奴隸を所有する小地主との距りは決して絶對的なるものとは思はれない。地主制度の組織そのものも亦十九世紀の史家が典據とした所謂カール大帝の莊令 (Capitulare de villis)^⑤ に示されてゐる如きフロンホーフに對する集約的、階梯的、求心的なる本支關係に立つものでなく、散在的、孤立的、個別的なる遊離關係によつて構成せられてゐる。地主制の一般的機構は集約的有機體の積分的構造よりも、寧ろ散在的部分の算術的總和に近いもの考へ直されてゐる。是は既に略定説をなすと見られるのである。地主制度に依存して生活する諸種の隸屬民と雖も、その經濟能力及び義務負擔の種類は甚だ多種多様である。地主の彼等に對する搾取手段は傭役 (Dienst) と地代 (Zins) —— 主として物納 —— とがある。即ち土地は dienende Land と zinsende Land に分れる。傭役即ち肉體的奉仕はその勞働の種類と程度とに於いて、又地代物納はその物品の種類及び量に於いて亦甚だしく多岐である。一週に三日の Frondienst を擔ふ者から、一年一回の地代を以て足りる者までの間には緩嚴の様々な程度が存在し、一時耕作にして而も自由に土地を處理することの出来ないものから、無期限にして而も自由に土地を賣買、讓渡、交換、相續 (Heir)

Erkne) 出来るものに至るまで、所謂莊法的拘束 (Hofrechtliche Verband) の多様な段階を見る事が出来る。マルクス主義經濟史家は、地主制度下に於ける搾取は、是を消化すべき地主の胃壁をもつて極限となし、自由競争の資本主義社會に於けるが如く搾取が無限に展開することがないと謂ふ。私は固より敢て是を反駁する理由を有つ者でないが、唯斯かる見解は地主制機構を一個の封鎖的集約的自給自足單位とすることに立脚するものであることを指摘しなければならぬ。又地主的被搾取民が必ずしも隷屬的であるとは限らない。servitium ingenitiles (freie Hintersagen) なる言葉さへ見出されるのである。自由民が隷農地に居住する場合、又その逆の場合も記録せられてゐるのである。^④

斯の如く、地主制の組織そのものが既に支配學說の所謂 Villikation のシステムに示されてゐた如き劃一統制的なるものでなく、却つて無限なる雜多を含む非統制體である。而も地主制度は全面的絶對支配的なる經濟組織でない。即ち地主制度は自然經濟形態の總てをなし、"nulle terre sans seigneur" の常套語を吾々は抹消しなければならぬ。而も自然經濟は、既にその最初の時代から、中世經濟生活の總てでない。斯くて中世の經濟生活の多面性が強調せられなければならぬ。而も中世史の多面性は經濟生活のみに止らない。同様のことは亦精神事實に就いても謂ふことが出来る。

中世の精神界はあらゆる矛盾の最大なる綜合である。ゴチークの綜合が材料の克復の上に建つてゐる如く、スコラ學は一切の知識の比例的綜合の體系である。ゴチークは石の建築でありスコラ學は思

想の建築である。スコラ學は一個の専門學でない。神の均衡によつて體系づけられた一切の知識をこゝそスコラ學と呼ぶのである。ゴチークが線の始發と終止のなき無限なる律動である如く、スコラ學は論理の無限なる自己運動的律動である。^⑤世界肯定と世界否定、神と惡魔、光を追ふ者と光に背くもの、靈と肉、天國と地上、時と永遠、「罪深き」愛と救濟、享樂と道德、ミンネとジツテ、團體と個人、教會の束縛と個人の自由、瞑想と辨證、アスケイゼ禁欲とエクレシヤ戰闘教會、唯心主義と自然主義、是等の一見ヘテロゲーンなる對立は孰れも總べて中世の眞實である。孰れが中世的であり、孰れを否中世的とすることはない。中世は是等の總べてある。聖トーマスの謂へる如く、「神によりて創造せられたるものは、總べて神の模倣である」(quod in creaturis esset perfecta Dei imitatio——Summa contra gentiles I, 11, II, 45) 限りは、一切の萬有は存在の秩序の裡にその場所を主張すべきである。アイケンの如く、中世の精神をばアスケイゼとヒールルキーの二元的秩序に還元することを現代の中世研究者は否定する。^⑥中世は還元することの出来ない多元である。然し、多元は無秩序ではない。總べては神の秩序 *ordo* に於いて互に關係してゐる。生命なき物質から天使に至るまでの一切の實在は、それ自らに於いて個物であり自己であると共に、それ自らに於いては完了しない神の秩序に屬してゐる。中世の構造は例へば世界否定と世界肯定、*Jenseit* と *Diesseit* の如き、互に越えることの出来ない對立によつて成立つものでない。斯かる中世は「近代的抽象」の所産である。斯の如き、代謝的關係 (*Alternativismus*) で

はなくして、一切の矛盾を統一する神の秩序こそ中世の精神であり Theozentismus であると思惟しなければならぬ。所謂「中世のピラミッド」的構造とは斯かる意味に解することも出来よう。然し秩序の中の個物はピラミッドの各階のやうに、坐標的に「高い」若しくは「低い」關係ではないのである。^⑦個物は置き換へられないものであり、他者の「ために」在るものでない。故に世界は無限なる多様である。而も個物は神の秩序の關聯に「於いて」在る。故に世界は段層的なる統一でなければならぬ。中世世界觀の斯かる構造を吾々はアルフレッド・フォン・マルチンと共に Einheit der Vielheit と呼ぶことが出来るであらう。^⑧

歴史的方法はモルフオロギイではない。多面的なるものは多面性に於いて理解されなければならぬ。然し「多面」は「混雜」ではない。多面的なるものには多面的なるものゝ秩序が存するのである。斯かるものを理解するためには、先づ「近代的なる偏見」から脱却しなければならぬ。近代は古代の肯定、中世の否定から出發した。ゾロンガーがゴチークの正しき把握のために人文主義者の偏執からの離脱を叫ぶことも、ヘニツヒ・ブリンクマンが「中世を見るものは、吾々の眼(mit unseren Augen)によつてではなく、彼の眼(mit seinen Augen)によつて見なければならぬ。」と謂ふも此の意味に他ならない。中世の精神史研究に最も示唆的なる業績を残したドヴォルシャークも現代世界觀の多面性が中世の理解を可能にしつゝあることを謂つてゐる。近代の清算期に立つ吾々は、斯くして近代人であ

ることを中止することによつて「古代よりも更に遠き過去」であると謂はれた中世の世界に内面的な親近さを有つに至るべきでなからうか。

- ① von Below; die Entstehung d. deutsch. Stadtgemeinde, Derselbe; Deutsche Staat des Mittelalters, u. s. w.
- ② Dopsch; Karolingerzeit, Bd. II, S. 127 ff.
- ③ イナイ・シユタルネット説の典拠とされてゐたものはカール大帝の荘令(*capitulare de villis*)である。此荘令に示された經營組織が全國一般に行はれたもので、而も斯かるシステムはカール大帝の創始にかゝるものと考へられてゐた。然しドブシユ以來斯かる考へは全く否定せられてゐる。此の荘令は第一カール大帝の發布でないことが明にされてゐる。而も或る特定の王領に限られたもので一般的全國的のもでない、更に本荘令に現れたシステムは在來の組織經營の擁護であつて新しきもの、創始でない。斯の如く従來の學説の黄金的根據となつてゐた本荘令の批判はドブシユがもたらした最も輝やかしい功績で *Entthronung des capitulare de Villis* と呼ばれてゐる。詳しくは Dopsch; Karolingerzeit, Bd. I, S. 25 ff. 参照。
- ④ 有名なサン・ジャン土地臺帳(*Polytique de St. Gernah*)には自由農奴(*servitium ingeniles*)と不自由農奴(*servitium servile*)とが差別せられてゐるその半面に自由民が *mansii serviles* に居住し、不自由民、半自由民が *mansii ingeniles* に住居するところが記録せられてゐる。(Vgl. Kämischer, S. 47-8)
- ⑤ Worringer; Formprobleme d. Gotik S. 114 ff.
- ⑥ Vgl. Eicken; System d. mittelalterlichen Wellenschauung.
- ⑦ Günther Müller; Gradualismus (Deutsche Vierteljahrschrift 1925).
- ⑧ Alfred von Martin; Das problem d. mittelalterlichen Wellenschauung (Deutsch Viertelj. 1925).
- ⑨ Hennig Brinkmann; Zur geistesgeschichtlichen Stellung des deutschen Minnesangs.
- ⑩ Dvorák; Kunstgesch. als Geistesgeschichte.

五、封建制度の本質的考察

上來述べ來つたところによつて、自然經濟をば支配的なるもの——排他的全部とするのではなく——とする見地から考へた中世社會即ち所謂封建社會と呼ばれるものゝ、成立及び構造を略々明らかにすることが出來たと思ふ。右の結果を私は再び次の二個の點に要約して置かなければならぬ。

一、大地主制度はカロリング期の所産ではない。カロリング期は歐洲社會經濟史上に何等の革新 (Neuerung) を意味しない。それ以前とそれ以後の社會とは本質的なる相異が存しない。メロウイング期とカロリング期とは、直接に、飛躍なしに連續する。後者は一切の點に於いて前者の直線的なる延長 (Weiterbildung) である。カロリング期がメロウイング期に連續するのみでない、メロウイング期は又それ以前に連續する。中世は古代の延長である。中世に對して先在的なる古代とはローマ的なる古代とゲルマン的なる古代の兩面を有する。斯くして社會史的見地よりすれば民族大移動は何等のカタストロフを意味しない。實にドブシュの言ふ如く、古代からカロリング期に至る間は曲線的でなく直線的なる系列の裡に繋がることを謂はなければならない。

二、地主制度は劃一的集約的組織でない。同様に又中世の社會機構は地主的統制によつて存餘なく蔽はれるものでない。このことは即ち本稿の冒頭に於いて樹てた「中世の社會が地主的組織に還元せ

られ得るか如何か」と言ふ間に答へるものに他ならない。所謂農奴經濟のシステムは中世の全部を蔽はない、多くの例外を有つと謂はなければならぬ。例外とは絶對多數に對する絶對少數の場合をいふ。例外の餘りに多きとき、最早それを例外と呼ぶことは適切でない。較る吾々は是を多面的と呼ぶことの適切なるを信するのである。固より私は農奴的地主制度の意義を是によつて没却するものではない。唯、一を擧げて他を顧みざる弊害をば可及的に避けんことを意圖するに過ぎない。農奴的地主制度が假令社會機構の全部でなくとも、尠くとも重要な一部分であり、最も特徴的なる組織形態であると考へる點に於いては從來一般に説かるゝ見解と毫しも變りはないのである。

然らば上述の地主制度の秩序——常識的に是を封建的秩序と呼んでゐる——は果して「封建制度」を構成するものであらうか。大地主の所有地には無數の不自由民が地主の土地を耕作して生活を支へ、その代償として地主に義務づけられてゐる。然し封建制度の束縛は元來任意的關係であつて強制的關係でない、關係者の意志を越えた強制ではない。従つて土地に縛られた農奴が、土地を通じて土地の所有者に屬することは、主従的人格結合を形成しない。斯かる種類の支配關係は術語の意味に於ける封建制度とは全く無關係なる事實であると謂はなければならぬ。先にも述べた如く、主従關係は自由民の自由民に對する隷屬に於いて考へられなければならない。

次に然らば自由民が自由民から土地を借受けて生活し、その代償として一定の義務を遂行するやう

な場合、否更に支配を受けるやうな場合、斯の如き支配關係は封建制度を構成するであらうか。此の種の關係は中世に於いて吾人の頻繁に遭遇する事實であるけれども、此のことは直ちに封建制度を構成しないのである。賃貸借關係は一般に契約關係である、契約は必ず法行爲である、然るに従來封建制度の基本的要因と謂はれてゐるところのもの、即ちベネフィキウム (Beneficium) にしても從士制度 (Vassallität) にしても、これらは孰れも公的秩序の外に於いて發生した私生活の習慣であり、その行爲は法の外に立つ (extra-legal) とところのものである。而して又土地の貸借關係が賃銀自然物の收納のみでなく、肉體的奉仕その他の如何なる隷屬的依存關係を條件とするとも、是等を以て封建的依存關係と呼ぶことは出来ない。有名なパウル・ロートの如く封建制度を純然たる軍事制度 (Heerverfassung) と見做すことは視野の狹隘から來る偏した態度であるけれども、封建制度が軍事的ベネフィキウムによつて成り立つもの、軍事的奉仕、即ち生命の奉仕を條件とする土地の制限的條件的贈與を核心として成立するものであることは古往今來を通じて不變の眞理であると信せられるのである。土地贈與の制限的であると言ふことは、贈與が有期限であり、權利が原有者に保留せられてゐることである。故に例へば被與者はその土地を賣買讓渡相續する自由を有たない。のみならずそこには回收の可能性が含まれてゐると考へなければならぬ。即ち制限的贈與とは所有權の不完全なる移轉に他ならない。是に對して條件的贈與とは、土地が一定の條件に於いて與へられると言ふことである。條件は物納と奉

斯くの如く封建制度は軍事的奉仕に於いて土地の利用を受くることであると謂ふことが出来る。然らば逆に土地の利用と軍事的奉仕とが結合する場合に於いては、吾々は常に封建制度を言爲すことが出来るであらうか。此のことは又從來屢々一部の學者をして誤謬に陥らしめた點であると思はれる。特に封建制度ローマ起源説の犯したところの誤謬は此の點に繋がれてゐると思はれるのである。^②

註① Fustel de Coulanges ; Les origines du Système féodal, p. 63, p. 193.

② 最近ロストウツエフ等によつて注意されてゐるローマ末期封建社會説は、以下に述べる封建制度ローマ起源説とは全然別のものである。私権の拔扈、公權力の封建化の事實はロストウツエフの指摘を俟たずとも吾々は末期のローマに於いて容易に看取することが出来る。(植村博士「西洋中世史の研究」一五四頁以下参照)。

六、ローマ起源説の批判

封建制度の起源問題は彼の大ドイツ・小ドイツ論争の後をうけて十九世紀の後半期の學界の興味をば殆んど獨占したかの如き旺んなる論争を展開したことは周知の如くである。此の論争の發端をなしたところのものは言ふまでもなくバウル・ロートの名著「恩施制度史」(Geschichte des Beneficialwesens 1850)である。然し乍ら學説そのものゝ起源は是等の論争よりも遙かに舊く溯る。ロワゾーは既に一六〇八年に、又ゴドフロフは是より約半世紀後れて、而して一七四二年には有名なアベ・デュボアが、孰れも封建制度ローマ起源説を提唱してゐる。^①是等の人々の學説は既に一八五〇年にバウル・ロート

によつて ganz veraltet の刻印を押され、爾來全く顧られることがないけれども、當時に於いては有力なる學說として尠からぬ支持者を得てゐた。セリニーやガルニエの如きは此の説の支持者の中でも著名なるものと謂ふことが出来よう。是等のフランス學者の説くローマ起源説に對して、十九世紀に入りアイヒホルン^③を中心とするドイツ法學者は原始ゲルマンの主従制度 (Gefolgschaft) に封建制度の起源を求め、斯くて封建制度ゲルマン起源説が提唱せられたのであつた。

フランス學者のローマ起源説と雖も、固よりローマ帝國が既に封建國家であつたと言ふのではないが、ローマ帝國の下に於いて軍事的恩施制度 (beneficia militaria) が行はれた、即ち一種の封土 (Fief) が軍隊に贈與せられる習慣があり、帝國內に侵入したゲルマン族は此の習慣を採り入れて是を發展せしめ、以つて中世の封建國家を形成するに至つた、即ち中世封建制度の萌芽がローマ帝國に存すると言ふのである。若し是等の論者の言ふ如くローマ帝國に於て beneficia militaria の存在せしことが疑を容れない事實なりとせば、假令その事實其物は當時に於いては極めて特殊なる、又は地方的なる習慣であつたにしても、其處に後の封建制度が出發すべき先驅的可能性が存すべきである。或は斯の如き特殊的地方的習慣をばゲルマンが繼承して是を一般化普遍化せしめたと考へることも強ち不當ではないであらう。然し果して斯の如き事實が存在したであらうか。

ラムブリヂウス (Lampridius) の作と傳へられる三世紀の皇帝傳の中アレクサンデル・セウエールス

傳五十三章には同皇帝がマウレターニア、イルリクウム、アルメニアに轉戦した時、「敵から奪取した土地を邊境防備の將軍及び兵卒に贈與した」(Sola quae de hostibus capta sunt, Imitraeis ducibus et militibus donavit.....Scriptores Hist. Augustae)とが述べられてゐる。是は上記の説の文献的根據の一とせられてゐるのである。然し乍ら茲に記されるところのものが贈與の事實を指すものであることは donavit の一語によつても知ることが出来る。皇帝の邊境軍隊に對する同様の事實は又ウオピスキス (Vopiscus) のプロブス皇帝傳の如き斷片的傳記類や末期の皇帝の發布した法規の中から引證せらるゝところによつても是を知ることが出来る。即ち軍事的奉仕の條件に於いて土地を與へると言ふことはローマ起源説の主張した如く三世紀四世紀の時代に於いて決して稀有の事實ではなかつたに相違ない。然し乍ら斯かる事實からは中世のベネフィキウムの觀念は如何にしても導出し得ないのである。贈與即ち完全なる所有權の移轉はその性質所謂の封土フイーフとは全く相反するものでなくてはならぬ。完全贈與と制限的條件の贈與とは毫も因果的發生的に關係しないのである。「軍事的奉仕に於いて」完全贈與を行ふことは決して封建制度ではない。ベネフィキウムが必ずしも常に軍事的でないこととは既に述べた如くである。而も封建制度は軍事的奉仕に於いて土地を「所有する」ことではない。土地を「不完全」に所有すること、或は逆説的に、封建制度は軍事的奉仕に於いて土地を「所有しない」ことであるとも謂ふことが出来るであらう。封建制度が完成した時期に於いては、土地は世襲せられ

る。世襲は慥かに固定的に不自由なる封建社會の一特相であると謂へよう。然し世襲とは財産の相續でなく關係の相續である。假令事實は如何あらうとも、理論上本質上は土地の移轉を媒介とする主從關係の世襲であると私は思惟するのである。

北蠻防備のために帝政の初期の頃より設けられたリヌス防備隊がその屯營地に於いて土地の給與を受けたことはユスチニアヌス法典十一章六十節に明文を以つて示されてゐる。是と略々一致する事實が又タキトウス *Annales* XIII 35 に記載せられてゐるところより考へても此の習慣は既に一世紀の頃より行はれてゐたと想像せられなくはない。而して法典の條文が此の種の給與地は他に轉與せしむることを禁じてゐる點より考ふれば、此の贈與は又一見制限的なる不完全所有を形成するものゝ如く受取られる。斯くして *agri limitanei* は封土の起源であり、*milites limitanei* は封建制度の先驅であると謂はれるのである。然し乍ら少しく綿密なる觀察を用ふるときは此の種の土地は中世の所謂封土なるものとは本質的に相容れざる、従つて全く無關係なることが明にせられるのである。^④

何となれば、是等の土地は贈與は成程軍事的奉仕に對する報償として給與せらるゝ限りに於いて條件的であり、且つ土地處理の自由を束縛せらるゝ限りに於いて制限的であるとしても、それ等は孰れも軍隊と言ふ團體に對して共同に屬してゐる。此の種の土地が、例へば一個の軍團 (*cohortis*)、一個の中队 (*cohortus*)、非正規備兵隊 (*gentiles*)、陣營 (*castella*) の警備員の全體に對する給與であつたことは

フュステル・ド・クランジュの羅甸碑文の研究によつて既に明かなるところである。例へば軍卒が一部隊から他の部隊に轉勤する場合に彼等の土地に對する關係は何等變化を蒙らない。軍卒は給與地に對して個人的私的の權利を保有しないのである。土地の所有は個人的でなく集團的である。而して所有の集團的形體は封土の概念とは全く相容れざるものでなくてはならない。個人主義は封建制度の基本概念でなければならぬ。土地所有が個人と個人との關係に依存するのみでなく、奉仕も亦個人に對する奉仕であつて國家若くはその代表者の如き公法的性格者に對する奉仕でない。封建的秩序は公的秩序に代つた私的秩序の統制であるといふことが出来る。主從制度は國家或はその元首に對する市民の服從でなく、個人に對する個人の私的服從である。軍事的奉仕は兵役の義務でなく徴兵でないのである。

註① Loyseau ; *Traité des Seigneuries*, Godefroi ; *Code Théodosien*, Dubos ; *Établissement de la monarchie française*.

② Paul Roth ; *Geschichte d. Beneficialwesens* S. 209.

③ Serrigny ; *Droit public et administratif romain*, Garnier ; *Traité de l'origine du gouvernement français*.

④ Eichhorn ; *Deutsche Staats- u. Rechtsgeschichte*.

⑤ 以上の舉證は主として Fustel de Coulanges ; *Système féodal* による。

⑥ Fustel de Coulanges ; *ibid.* p. 9.

七、貴族社會の根源

右の如く、ローマ帝國に於ける *beneficia militaria* の存在は全然根據なき架空の説であることを斷定することが出来る。然らば斯の如きものは又ゲルマンにも存在しなかつたであらうかと言ふ疑問も一應提出せられるであらう。然し乍ら元來共和的組織と封建制度とは相容れざる矛盾である。かく言へばゲルマンの社會に封建制度を求むることは先づ理論上の不合理を感せしめるのである。

原始ゲルマン即ち大移動以前の吾人がローマ著作家によつて確かめ得るゲルマンは既に明確なる政治組織を有してゐる。此の政治組織はタキトウスの *civitas* (*Völkerschaft*) と呼ぶところのものである。然し乍ら同じくタキトウスが *De minoribus rebus principibus consultant, de maioribus omnes……* と述べて居る如く、^①ゲルマン國家の政治形體は共和的なるを以つて原則とする。従つて會議(*concilium*)は始原的にして且基本的なる政治機關であつた。固よりゲルマンにも國王が存しないではない。タキトウスも亦國王(*rex*)に就いて謂つてゐる。而も「國王を血統によつて選び、將軍は武勳によつて選ぶ、是等國王は無制限なる、或は自由なる權力を有たない」(*Reges ex nobilitate, duces virtute sumunt, nec regibus inhita aut libera potestas*)^②と言つてゐる如く、ゲルマンには假令國王の存在する場合でも、絶對的なる專制王權は存しない。もと王の公生活に於ける職能は戰場に於ける統率者、即ち武將である點にかゝつてゐる。「國王又は族長の言が聽かれる(註——會議に於いて)場合は、命令する權力(*impendi potestas*)^③によつてなく、説得の權威(*autoritas suadendi*)によるのである。」とも曰はれてゐる

如く、假令會議に於いて國王が優位を占める場合があつても、それは權力的支配者としてではなく、有力なる議員としてゝあつたと謂はなければならない。族民が國王に屬するのではなく、國王が族民に屬するのである。會議は國王なしに存在する、然し國王は會議なしには存在しないのである。尤もタキトウスやカエサルの記述するゲルマンはゲルマニストの所謂西部ゲルマン族に該當するものでゲルマン族の總てではない。大移動期に主要なる役割を演じたゴートやヴンデル、ランゴバルド、ブルグンドの如きは、彼等の視野の外に立つか或は間接にその存在に觸れてゐるに過ぎない。而も東部ゲルマンと西部ゲルマンとは言語、風俗、習慣を異にするのみならず、政治組織をも異にする。東部ゲルマン族は孰れも始原以來の舊き王家を有して王權の發達せる點に於いて、概して共和的なる西部ゲルマン諸族に對して著しき對比を示してゐる。然し乍ら王家とは王に選ばれる權利を有つ家、即ち王候補家に他ならない。王權が世襲であるとは王候補家の一つであると言ふことに他ならない。國王の交替毎に會議が是を承認することは斯かることを意味するものに他ならぬ。吾々は移動以後のゲルマン國家特に彼の最も專制的なるフランクのメロウイング王家の如きものより逆推してはならないのである。ゲルマンの王權の專制化は既にタキトウスと大移動期との中間に横はる史料の空白なる三世紀間に著しく進行しつゝあつたものとの推定は殆んど定説となつてゐる。而もゲルマン王權の專制化はゲルマンのローマ化の進行に伴ふものである。大移動期以後ローマ帝國の領土の上に建設せられた所謂

族民諸國家(Stammesstaaten)に專制的傾向の著しいことは、ローマ帝國との特殊關係によるの説明を俟たなければならぬのである。

斯の如く私はゲルマンの國家組織に於ては共和政體を以つて原則となし、君主政體と雖も半ば共和的なる制限を受くる點から兩者の間に原理的なる差別を設けることを欲しないのである。然し假に一步を譲つてゲルマンの君主的政治組織を一方に於いて無條件に承認するとしても、今の場合は甚しき不便を感じないのである。封建制度は共和的なる社會とは言ふまでもなく相容れない。然し乍ら絶對に專制的なる國家も亦封建制度と相容れざるものでなくてはならない。斯くて上述の限りに於いてゲルマン國家には、その孰れによるも、封建的なるものを含み得ないことが考へられなければならないのである。^⑥

封建制度の發生には一般に貴族的なる社會を豫定しなければならぬ。絶對に共和的なる國家にも亦絶對に專制的なる國家にも封建制度の發生を見ることはない。社會の貴族的構成は封建制度を考察する場合の不可缺なる要件でなければならぬ。ローマの社會が(特にその末期に於いて著しく)貴族的なることは言を要しない。然らばゲルマンの社會は如何。

ゲルマンの社會が平等なる自由民の共同社會であるとする舊説は既述の如く今日全く支持を失つてゐる、ゲルマン社會に於ける階級分化は最早定説をなすものと考えられる。タキトゥスが *leges ex*

nobilitate sumunt と曰ひ、又、⁽⁷⁾ insignis nobilitas aut magna patrum merita principis dignationem etiam adulescentulis assignant と曰へるに徴しても、⁽⁸⁾ 原始ゲルマンに於ける貴族の存在は既に疑を挟む餘地なきものゝ如くである。唯茲に nobilitas 或は nobiles の語によつて現さるゝ貴族的なるものゝ存在が果して如何なる種類のものであるか、果して一個の階級を構成するものとして認知され得るか否かは、從來議論の斷えざる點で種々の學說を生ずるところとなつてゐるのである。

在來の普通一般の見解によれば、nobiles は國王、族長 (princeps) 及び祭司を選出する被候補群の全體を意味するもので、ex nobilitate とは「高貴なる血統」の意味に解せられる。「高貴なる血統」は神話的系譜の不可測なる始原に發し、或は祖先の武勳、功績に發する。即ちゲルマンの貴族は血統貴族 (Geburtsadel, Geschlechtsadel) として後のフランク王朝期の官職貴族 (Dienstadel) 及び封建時代の財産貴族と區別せられる。その一般自由民に對する關係は「より高き威望」(höheres Ansehen) による道德的優越であつて、本來自由民と貴族との間を區別する法的標識は存しない、自由民の中のものより高貴なるもの、同等にして優位なるものとも解せられ、從つて特殊なる階級を構成しないものとも考へられ、ともかく特權的存在ではないとせられてゐるのである。「ゲルマン貴族は階級の特權なき階級なり」(Der germanische Adel war „ein Stand ohne Standesvorrechte“) とはフォン・シーベルの言葉である。⁽⁹⁾ 從つて貴族は政治的にも社會的にも特殊なる權勢を有たないとせられてゐるのである。斯の如

き見地よりすればフュステル・ド・クリランジュがゲルマン貴族は封建制度の發生とは何等關係なき存在であることを歸結したことは毫しも怪しむに足りないのである。^⑩

然し乍ら「小事に就いては族長達が協議し、大事に就いては全民が協議する」(De minoribus rebus principes consultant, de maioribus omnes)とタキトウスが述べてゐるところによつても、^⑪ 參政權に關する貴族と平民との何等かの區別の暗示が存在する。絶對なる共和國家に於いては、假令「小事」なりと雖も、貴族が斯の如き參政上の特權、若しくは尠くとも保留せられたる權利を有つと言ふことは不可解なること、謂はなければならぬ。このことは即ち最大のゲルマン史家ダーンも奇異としたところである。^⑫ カエサルに於いても、有名な土地の年期割替を行ふ際の記事に、人民に對して貴族的なる者 (magistratus ac principes) が土地を割當てる權利を行使することが示されてゐる。^⑬ ドブシュが原始ゲルマン族の間に於いて貴族階級が、單に存在したといふだけでなく、政治上國家管理上に支配的なる勢力 (mieszgebende Einfluss) を有してゐたと主張することも強ち不當ではない。^⑭ 貴族の平民に對する人口の比率が、シュレーダーその他在來の指導的法制史家が考へてゐたよりも遙に大であるとの彼の論證も略々首肯せられるのである。

然らばゲルマンの國家組織は絶對的なる專制王國に非ることは固より、絶對的なる共和政治でもない。既にその組織の裡には貴族的要素が介在すると考へなければならぬ。統治權の主體は假令それ

が國王であらうとも、或は自由民の全體であらうとも、ともかくも國家權力に對する貴族の Sonderstellung の萌芽が考へられるのである。

封建制度は國家中央權の普遍性に對する地方的私權力の特殊性に始まり、直接支配に對する間接支配に始まる。フォン・ベローが封建制度の本質を支配權の遊離 (Entäusserung des Hoheitsrechts) になりとし、Lehnwesen と Fiefdomismus とを區別するのも斯かる觀點を極度に重んずるがために他ならない。¹⁶⁾もとより私はゲルマンの原始貴族がすでに封建的貴族であると言ふのではない。唯フュステル・ド・クーランジュの如く簡單に論じ去ることが出来ないことを曰はんと欲するのである。ゲルマンの國家に於いて、公權を制限するところの貴族的要素が介在すると言ふことは、決して封建制度の起源と無關係なる問題とは思はれない。何となれば、中世初期の貴族はゲルマンの原始貴族と全然發生起源を異にした無關係なるものではないが故である。

フランク王國の貴族に關しては頗る議論があつて、フランクには Franci の民族名が示してゐる如く、自由民と國王のみが存在して貴族は存在しない、貴族はメロウイング專制國家の官職から發生した、即ち國王に奉仕することによつて發生した Dienstadt であつて、國王に依存する派生的なるものであるとの説は今日最早支持し難きものとなつて來てゐる。フランクにも血統貴族はその最初から存在してゐる。而も貴族階級の發展は決して血統貴族——官職貴族——財産貴族の如き公式的順序に

移行するものでない。斯の如き公式的順序の設定は歴史的方法に反するものでなくてはならぬ。

官職貴族は血統貴族の消滅によつて發生したものでない。又官職貴族は血統貴族を排除するものでない。官職貴族の時代にも血統貴族は並存する。のみならず血統貴族が同時に官職貴族である場合も存在する。財産貴族も亦兩者の没落によつて起つたものでない。

ゲルマンに於ける財産私有、所有量の不均等の存在したことは前にも略述した如くである。タキトウスがゲルマン族の土地割替に就いて、*inter se secundum dignationem partuntur* と述べたことは、從來旺んなる論議の繰返されたところであるが、畢竟するに土地の分配量が各人の地位に應じて不均等であることを示すものに他ならない。茲に謂ふ地位 *dignatio* とは同じタキトウスの第十三章に云ふところの族長の地位即ち貴族の地位 (*principis dignatio*) を指すものと解するは文獻學的に最も合理的である。同じく第十五章に戰場に於ける最も勇敢なる武將が平和時に安逸なる非生産的有閑的生活を送る事實と共に、各人の地位が經濟生活及び財産と密接に結合せることを示すものに他ならない。血統貴族と財産貴族とはその始原時代より互に一致する傾向を有するとも考へられるのである。

右の如き疎略なる概述を以つてしても中世の貴族が全然新なる創生物でないことは略々明瞭であらう。ゲルマンの血統貴族は中世に繼承せられる。ローマ地主及び教會は最初より財産貴族的傾向に於いて中世に繼承せられてゐる。斯くの如くして、ベネフィキウム、從士制度 (*Vassallität*)、免除制度

(Immunitat) の封建制度の三大要素がバウル・ロートやブルンナーによつて考へられてゐたよりも遙かに夙く實施されてゐることを假に度外視して考へても、ローマ風ゲルマン風社會なるものがそれ自體に夙くより、否な根源的に、封建的なる素地を有することが了解せられるであらう。

封建制度の成立が社會の秩序の紊亂、中央權力の衰退に起因すると言ふことは従來餘りにも屢々説かるゝところである。然し封建制度の原因は果して「混亂そのもの」に在るであらうか。混亂が原因で封建制度が結果であるであらうか。私は敢て斯かる見解に對して疑義を提出せざるを得ないのである。

王權の没落は封建制度の母胎ではない。封建制度を構成すべき要素が王權の没落に先在してこそ、没落それ自身に意味があるのである。中央權力の衰弱はなるほど社會の封建化の有力なる理由の一つである。然し同時に又それは餘りにも自明的なる理由ではないであらうか。(未完)

詳① Tacitus; Germania c. XI.

② ibid. c. 7.

③ ibid. c. II.

④ c. f. Fustel de Coulanges; Histoire des Instit. tom I, l'invasions Germaniques.

⑤ 史林、第十六卷第四號、拙稿「テオドリククのイタリア支配」參照。

⑥ Fustel de Coulanges; Systeme feodal, p. 12.

⑦ Tacitus; Germania, c. 7.

⑧ ibid. c. 13.

- ⑥ Vgl. Schröder; Lehrbuch d. D. R. G., Brunner; Grundzüge d. D. R. G.
- ⑦ von Sybel; Entstehung d. deutschen Königthums.
- ⑧ Fustel de Coulanges; a. o. a. O.
- ⑨ Tacitus; Germania, c. II.
- ⑩ Dahn; Könige d. Germanen Bd. I, S. 68.
- ⑪ Caesar; De bello Gallico, VI, c. 22.
- ⑫ Dopsch; Grundzüge Bd. II, S. 41.
- ⑬ von Below; Deutsch Staat des Mittelalters, S. 282.
- ⑭ Tacitus; Germania, c. 26.